

令和7年度 大阪市立北中島小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針の重点

1の定義をもとに、本校では「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」と認識し、「一人ひとりの子どもを大切にしたい教育の推進」のため、「北中島小学校いじめ防止基本方針」を策定し、適時改定して取り組んできた。

いじめに向かわせないための取組を全教職員で行うとともに、いじめ事案の早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針の重点は、次のとおりである。

- ①毎月「いのちについて考える日」を設定し、日常的にいのちの大切さやいじめの問題性について指導することを通して、「いのちは何よりも大切である」「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、教職員と児童が共に高めるとともに、保護者と共有する。
- ②児童が相手の行動の理由や気持ちを考え、理解しようとする感性を育て、自分の存在と相手の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する心情や態度を養う。
- ③児童一人ひとりが、自分の存在やがんばりに安心感と自信を持てるよう、教職員が児童理解に努め、それぞれの良さを伝え、ほめることを通し、児童が自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。
- ④児童の様子の変化を察知し、いじめを発見した場合は、正確な事実確認に努め、教育的視点に立った指導を行い、学校組織として対応をする。また、保護者との連絡を細やかに行い、協力して問題の解決にあたることができるようにする。
- ⑤スクールカウンセラー（SC）やソーシャルスクールワーカー（SSW）について、児童や保護者に対する周知を行い、積極的に活用して、いじめ事案や児童の不安などを早期に発見する。また、必要に応じて、大阪市教育委員会だけでなく、区役所の子育て支援事業や子ども相談センター、警察署など、関係機関と連携して課題解決に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせない取組を全教職員で行う。

(1) 「いのちを大切にする」「いじめをしない・させない・許さない」意識を高める取組

- ①毎月原則第3月曜日にいのちについて考える日を設定し、児童がいのちの大切さ、そして互いに尊重し合うことについて考えることができるよう、児童朝会で校長講話を行い、各学級でも児童の発達段階に応じて指導する。
- ②児童の発達段階に応じて、いじめの構造を理解できるよう工夫して指導し、いじめを許さない・見逃さない学級集団を育成する。
- ③児童のSOSや小さな変化を見逃さないよう、学級担任だけでなく複数の教職員で児童に関わって情報を共有し、教職員のいじめに対する意識を高める。
- ④道徳をはじめとした教科学習や、生活指導の場面において、児童が相手の行動の理由や気持ちを考え、理解しようとする感性を育て、自分の存在と相手の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する心情を養う。

(2) 自己肯定感・自己有用感を高める取組について

- ①児童一人ひとりが、自分の存在やがんばりに安心感と自信を持てるよう、教職員が児童理解に努め、それぞれの良さを伝え、ほめることを通し、児童が自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。
- ②年間を通してなかよし班活動（異学年たてわり班）に取り組み、年少者を思いやる気持ち、年長者を敬う気持ちの育成をはかる。
- ③終わりの会や学級活動時に、友だちががんばったことやのいいところを発表し合ったり、伝え合ったりする活動を行い、自己肯定感や自己有用感を高める機会を設定する。

(3) 授業改善について

- ①児童へのアセスメント（日々の見取りやレディネス・学力調査のアンケート結果など）をもとに、学級全員が参加できる授業づくりに努める。
- ②学習規律を確立し、どの児童も学習に集中して取り組むことができる環境をつくる。
- ③授業研究会や研修会を計画的に実施し、教員の指導力向上をはかる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①全教職員が、児童のささいな変化に気づけるよう、観察に努める。

- ②「学びのポータル」（児童用端末）の「心の天気」を活用し、児童の入力を習慣化し、毎日の心理状態を把握する。
- ③保護者からの欠席連絡機能「ミマモルメ」を活用し、遅刻・欠席の児童について、体調不良以外の理由がある場合は、保護者に連絡し、児童からの聞き取りを行う。保護者からの電話での連絡についても同様に対応する。
- ④「学びのポータル」（児童用端末）の「相談連絡機能」を活用し、毎朝教員と教務主任、管理職が入力状況を確認する。入力があった場合は、早期に児童への聞き取りと事実確認を行い、解決の取組につなげる。
- ⑤不登校傾向の児童について、家庭訪問をしたり、保護者を通じて確認したりし、児童が学校生活での不安や悩みを持っていないか確認する。
- ⑥児童用端末で入力する「いじめアンケート」を年3回（学期に1回）行い、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日ごろからいじめを訴えやすい環境をつくる。
- ⑦児童の悩みや考えていることを把握し、早期にサポートや指導を行うため、無記名を基本とする学校生活アンケートを年2回実施するとともに、悩みの相談箱を設置する。
- ⑧家庭との連携を密にし、家庭内でのいじめの訴えや言動の変化をすぐに連絡・相談できる信頼関係を構築する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

いじめを発見したり、連絡を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有し、組織的に対応する。さらに全教職員が情報共有し、問題解決に取り組む。いじめ事案への対処は、いじめを受けた子どもの「救済」と「尊厳」を最優先しなければならない。被害児童を守り通すとともに、教育的視点にたち、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめを発見したり、連絡を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、管理職に報告し、速やかに組織的に対応する。
- ②被害児童と加害児童から、別々に事実関係の聞き取りを行う。その際は児童の人権を守り、プライバシーに十分配慮する。その日のうちに家庭訪問等により、聞き取った事実関係と今後の方針を、迅速に保護者に伝える。
- ③被害児童と加害児童の双方から聞き取った事実関係を確認し、指導を行う。ただし、事案が重大な内容であったり、被害児童が同席を拒んだりした場合は、双方を同席させることについて検討し、被害児童の保護者と対応について相談する。
- ④被害児童の心情を第一に考え、もっとも児童が信頼できる人と連携し、被害児童に寄り添い支える体制を整える。その後の登校や学習活動にも安心して取り組める環境確保に努める。
- ⑤加害児童には、謝罪等の形式的なものだけではなく、本人の今後の社会性向上、人格成長を観点に毅然とした指導を行う。「いじめは人間として絶対に許されない」

行為として、自分の行為の責任を自覚させる。また、加害児童の抱える課題の把握にも努め、以降の健全な成長に配慮する。

⑥指導した内容や児童の様子、今後の方針について、双方の保護者に連絡する。また、指導後の3か月は特に丁寧に学校生活の様子を把握する。

⑦いじめを傍観していた児童にも自分たちの問題としてとらえさせ、「いじめは、人間として絶対に許されない」行為として、根絶しようという意識をもたせる。

⑧事案に関して聞き取った内容や指導内容については文書で記録し、生活指導部会やいじめ・不登校対策委員会等で全体化する。

※③④については、早期に指導することで解決できる内容であれば、指導後に保護者に連絡することもありえる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

①生活指導部会（定例：月1回）

【構成】生活指導部長、生活指導部員、教務主任、養護教諭、特別支援学級担任より1名（事例により校長、教頭）

【内容】いじめを含む生活指導上の諸問題について（不登校、虐待疑い、ネグレクト、問題行動他）情報共有し、以降の指導および支援の方針を決定する。部会で話し合った内容については文書で記録し、生活指導部長が管理職に報告を行い、生活指導部員が各学年に伝達する。対象の児童が進級・進学した後も引継ぎを行う。

②いじめ・不登校対策委員会（定例：年3回、開催が必要な場合は随時）

【構成】校長、教頭、教務主任、生活指導部長、生活指導部員、養護教諭、特別支援教育主任（事例によりSC、SSW）

【内容】年3回開催し、各種アンケートや日々の見取り等から、いじめ・不登校についての情報共有を行い、組織的な対応を行えるよう、以降の指導および支援の方針を決定する。また、いじめ・不登校の重大な内容を発見した場合には、迅速に開催する。部会で話し合った内容については文書で記録し、管理職より全教職員に伝達する。対象の児童が進級・進学した後も引継ぎを行う。

(2) 保護者や地域・大阪市教育委員会・関係機関との連携

①ホームページ、学校だより等による情報発信・啓発を行う。

②必要に応じて、学校協議会へ提案を行う。

③必要に応じて、地域諸団体や大阪市教育委員会、関連機関との連携をはかる。

(3) 取組内容の検証方法

①「運営に関する計画」の評価と関連付け、取組内容を検証する。

- ②生活指導部会やいじめ・不登校対策委員会において、取組内容を検証する。
- ③児童アンケートや学校評価（保護者アンケート）において、取組内容への評価を得る。
- ④①～③の結果を全体化し、管理職が主体となって次年度への改善案を構築する。

7. 重大事案への対処

いじめ事案に「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大な内容が確認された場合、すみやかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- 管理職の指揮のもと、組織的に対応し、正確な事実把握に努める。
- 大阪市教育委員会に報告し、連携して方針を決定する。
- 被害児童の「救済」と「尊厳」を最優先とし、心身の安全を確保する体制をとる。
- 加害児童には、教育的視点に立ち、毅然とした態度で指導し、自らの行為の責任を自覚させる。
- 被害児童と加害児童の双方の人権を守り、プライバシーに十分配慮する。
- 確認した事実や指導の内容、今後の方針について、双方の保護者に連絡する。
- 必要に応じて、所轄の警察署や子ども相談センターと連携して対応する。
- 事案が起きた背景の把握に努め、解決できるように支援する。

※いじめ発見の際の流れ

